

(工賃の支払)
 第二百五条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)
 第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く)、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七條から第六十条まで、第六十八條、第七十条、第七十三條から第七十五條まで、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十一条、第九十二条、第九十六条、第九十九條(第一項を除く)、第一百零六條、第一百九十三條から第一百九十五條まで及び第九十八條の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十一条」とあるのは、「第二百四條」と、第二十條第二項中、「次條第一項」とあるのは、「第二百六條において準用する第二百五十九條第二項」と、第二十三條第二項中、「第二十一条第二項」とあるのは、「第二百六條において準用する第二百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中、「次條第一項」とあるのは、「第二百六條において準用する第二百五十九條第二項」と、療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八條中、「療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十九條中、「前條」とあるのは、「第二百六條において準用する前條」と、第七十五條第二項第一号中、「第五十八條」とあるのは、「第二百六條において準用する第五十八條」と、療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中、「次條」とあるのは、「第二百六條」と、同項第三号中、「第六十五條」とあるのは、「第二百六條において準用する第八十八條」と、同項第四号中、「第七十三條第二項」とあるのは、「第二百六條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中、「次條」とあるのは、「第二百六條」と、第九十二條中、「前條」とあるのは、「第二百六條において準用する前條」と、第九十三條第一項中、「第九十七條」とあるのは、「第二百六條」と、就労継続支援A型計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十四章 共同生活援助

第一節 基本方針

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下、「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に於いて共同生活住居(法第五十九条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。)において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)
 第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下、「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下、「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 サービスマン管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)
 第二百九条 第三十九條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。
 第三節 設備に関する基準
 第二百十條 第四十條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。
 第四節 運営に関する基準
 (家事等)
 第二百一十條 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者とは事業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。
 (勤務体制の確保等)
 第二百一十二條 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 (準用)
 第二百一十三條 第九條、第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第十九條、第二十条、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十三條から第七十五條まで、第八十八條、第九十二條、第九十六條、第九十九條から第四十六條まで、第四十八條、第四十九條及び第五十一条から第五十三條までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十一条」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第四百四十九條」と、第二十條第二項中、「次條第一項」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第四百四十九條」と、第二十三條第二項中、「第二十一条第二項」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第四百四十三條第一項」と、第二十三條第二項中、「第二十一条第二項」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第四百四十三條第二項」と、第五十九條中、「療養介護計画」とあるのは、「共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中、「第五十八條」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第五十八條」と、療養介護計画」とあるのは、「共同生活援助計画」と、同項第二号中、「次條」とあるのは、「第二百一十三條」と、同項第三号中、「第六十五條」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第八十八條」と、同項第四号中、「第七十三條第二項」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中、「次條」とあるのは、「第二百一十三條」と、第九十三條中、「前條の協力医療機関」とあるのは、「第二百一十三條において準用する第二百五十三條第一項の協力医療機関及び同条第二項協力歯科医療機関」と、第九十四條第一項及び第九十六條第一項中、「第一百五十四條」とあるのは、「第二百一十三條」と、第九十六條第一項第三号及び第九十八條第一項中、「指定生活介護事業所」とあるのは、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

第十五章 多機能型に関する特例
 (利用定員に関する特例)
 第二百一十四條 多機能型による指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所(以下、「多機能型指定児童デイサービス事業所」という。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)(以下、「多機能型事業所」と総称する。)(は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(指定宿泊型自立訓練に係るものを除く。)の合計が二十人以上である場合は、多機能型指定児童デイサービス事業所の利用定員を、五人以上とすることができる。

指定共同生活援助の事業は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。